

## 5 療養補償の基本的な考え方（範囲）

療養補償は、職員が公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった場合に、それが治るまで、必要な療養を行い（現物補償）又は必要な療養の費用を支給して（金銭補償）行うこととなっています。

この療養の範囲は、次に掲げるものであって、療養上相当と認められるものであり、その内容は個々の傷病に即して医学上、社会通念上妥当と認められるもの（労災保険の療養補償給付に準じます。）とされています。

なお、療養補償に対する消費税については非課税とされています。

### (1) 診 察

ア 医師及び歯科医師の診察（往診を含みます。）

イ 療養上の指導及び監視

ウ 診断上又は診療上必要なあらゆる化学的定性検査、顕微鏡検査、レントゲン検査その他必要な検査  
（注）現在の医学水準からみて、診療上必要な検査に限られ、診療と直接関係のない検査は、必要な療養とは認められません。

エ 診断書、処方せんその他意見書等の文書

（注）補償の実施上必要な文書に限られ、例えば病気休暇届に添付する診断書のように、基金支部に提出せず服務関係等他の目的に使用するものは認められません。

### (2) 薬剤又は治療材料の支給

ア 内服薬及び外用薬の支給については、医師が必要と認める限り、原則として療養補償の対象として認められます。したがって、被災職員自ら売薬を求めた場合の費用については、医師が必要と認めたもののみに限られます。

（ワクチン、インターフェロン等は認められない場合があります。）

イ ガーゼ、包帯、油紙、容器、コルセット、固定装具、副木その他の治療材料の支給については、医師が治療上必要と認めたもの又は直接治療に関係があると認められるものに限られます。療養中であっても日常生活に一般に必要とされるような生活用品、例えば洗面器、コップ、タオル等は原則として認められません。また、便器、氷のう、氷枕、ゴム等の療養器材についても、医師が必要と認めたものに限り支給されます。

ウ 歯科補綴における金等の使用については、歯科補綴の効果又は技術上の特別の必要から金等を使用することを適当とする場合に限り認められます。

エ C型肝炎に対する治療として投与されるインターフェロン製剤の投与は療養補償の対象となりますが、C型肝炎として治療を要する状態であると医師が判断した場合に限り、投与期間は原則として1カ月程度として認められます。

### (3) 処置・手術その他の治療

ア 包帯の巻き替え、薬の塗布、患部の洗浄、あん法、点眼、注射、輸血、酸素吸入等の処置

（注）輸血には、輸血の処置費、血液の料金、輸送費、検査料等が含まれます。

イ 切開、創傷処置及び手術並びにこれらに伴う麻酔

（注）現在の医学通念から、一般にその治療効果が認められている方法による必要があります。

ウ その他の治療

（ア）熱気療法、温浴療法、紫外線療法、放射線療法、日光療法、機械運動療法、高原療法等

(イ) 温泉療法、マッサージ、はり、きゅう、柔道整復等で医師が必要と認めたもの

(注) 医学上必要と認められるもので、医師の指導のもとに行われることが必要です。

温泉療法については、温泉の化学的作用等によりその治療効果が期待できるような疾病の場合に限られ、温泉の選択、入浴方法等について医師の直接の指導が必要であるので、原則として、温泉病院、温泉療養所において行うものに限られます。

マッサージ、はり、きゅう等については、医師が必要と認めたものに限られます。また脱臼又は骨折の患部に対する応急手当、打撲又は捻挫の患部に対する施術は、柔道整復師限りで行うことができます。

(4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

自宅療養中、重傷のため常時看護婦（付添婦）の看護が必要な場合、その看護料が認められます。

(5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

ア 入院（入院に伴う食事を含みます。）

個室又は上級室の使用については、療養上相当と認められる場合、例えば緊急に入院させる必要があり、普通室が満床の場合や、隔離を要する感染症等傷病の状態から個室が必要である場合等で、かつ、当該個室又は上級室に収容せざるを得ないと認められる事情がある期間に限られます。

入院中の冷暖房費、電気代、ガス代等で入院料とは別に医療機関から当然に請求されるもの（当該用具の使用等について、被災職員等の選択に任せられている場合を除く。）については、療養補償の対象として認められます。

また、入院中、貸寝具業者から寝具を借用し、その賃借料を負担した場合等には寝具料が認められます。

イ 入院中死亡した場合の死体の安置

ウ 看護

入院中、重症のため、常時看護婦（付添婦）の看護が必要な場合、その看護料が認められます。

※ 常時看護婦（付添婦）の看護が必要な場合とは

ア 症状が重篤であって、絶対安静を必要とし、又は手術等のため長時間にわたり、看護婦等（看護婦又は看護婦がいないためこれに代えて付添婦を付した場合の付添婦をいいます。以下同じ。）の常時監視を要し、随時適切な処置を講じる必要があると医師が認めた場合。（居宅における療養中であるか入院中であるかを問いません。）

イ その他体位変換又は床上起座が常時不可又は不能であるもの、食事及び用便について常時介助を必要とするもの等で、看護婦等の看護が特に必要、かつ、相当と医師が認めた場合。（居宅における療養中であるか入院中であるかを問いません。）

ウ 前記ア又はイの場合で、入院中であるとき、看護婦等が得られないためにこれに代わって家族が付き添った場合は、その付添の費用

エ 看護料又は付添の費用は、当該地方の看護婦等の慣行料金（ウの場合の付添の費用は、付添婦の料金）により支給されます。

なお、いわゆる基準看護を実施している医療機関に入院中の看護については、当該医療機関に勤務する看護従事者以外の者による看護は、特別の事情があると認められない限り、原則として必要な看護とは認められません。

看護を必要とするかどうかの判断は、医師が行うものですが、その期間は病状又は手術等の程度に応じた必要な期間に限られるので、看護を必要とする旨の医師の証明には、看護を必要とする期間も明示されていることが必要です。

また、看護婦等の往復旅費については、被災職員がその療養の地域から看護婦等を求めることができないため、やむを得ず当該地域以外から看護婦等を求めた場合であって、かつ、看護婦等の旅費を被災職員が負担した場合に、看護婦等の雇用期間を通じて1回に限り認められ、その額は看護婦等の居住地から被災職員の療養地までの間の1往復に要した額で実際に被災職員が負担した額が支給されます。

#### (6) 移 送

ア 災害の発生場所から病院、診療所等まで移送する場合又は療養中に他の病院、診療所等へ転送を必要とする場合の交通費、人夫賃及び宿泊料

イ 病院、診療所等への受診又は通院のための交通費

ウ 独歩できない場合の介護付添に要する費用

エ 災害の発生場所、病院又は診療所等から自宅までの死体搬送の費用

オ その他必要と認められる移送の費用で現実に要したもの

なお、移送費についても、療養上必要、かつ、相当なものに限られるので、例えばバスで十分な症状であるのにタクシーを使用した場合、そのタクシー代は支給されません。通院費については、通勤手当等の他の給付と重複しない場合に限り療養補償の対象となります。

被災職員が自ら独歩できない場合の介護付添に要する費用については、給与を受けている者が付き添った場合は、付き添ったことによりその者が失った給与の額に相当する額とされ、その額が国家公務員等の旅費に関する法律別表第1に定める日当の最低額に満たない場合は、その最低額に相当する額とすることとされています（給与を受けていない者が付き添った場合も同様です）。

また、入・退院のための寝具、日用品等の運送費についても、「その他必要と認められる移送の費用」として支給されます。

## 6 長期療養者の調査

療養の開始後1年6か月を経過した日において負傷又は疾病が治っていない者は、「療養の現状等に関する報告書」 256 ページ を所属・任命権者を通じて基金支部に提出しなければなりません。

この報告書の提出については、基金支部から任命権者・所属を通じて通知することになっています。